

## 議案第12号 小松島市行政手続条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、文言等を修正するとともに、聴聞を主宰できない者の範囲を行政手続法に準じたものとする改正等を行うもの。

小松島市行政手続条例(平成9年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>職員</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は<u>職員</u>であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1) 当該聴聞の当事者又は参加人</p> <p>(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>公務員</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は<u>公務員</u>であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1) 当該聴聞の当事者又は参加人</p> <p>(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族</p>	<p>改正 改正</p>



れたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 当該行政指導がその根拠とする法令 \_\_\_\_\_ の条項

(4)～(6) (略)

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令 \_\_\_\_\_ に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 又は行政指導(その根拠となる規定が 法令 \_\_\_\_\_ に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 当該処分 \_\_\_\_\_ 又は \_\_\_\_\_ 行政指導の根拠となる 法令 \_\_\_\_\_ の条項

れたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4)～(6) (略)

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。)又は行政指導(その根拠となる規定が 法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる 法律若しくは条例の条項

改正

改正

追加  
改正

追加  
改正

(5)~(6) (略)	(5)~(6) (略)	
3 (略)	3 (略)	